

1 - 1 茨城の景観について

本県は、常陸風土記に「土地広く、土が肥え、海産の産物もよくとれ、人々は豊かに暮らし、常世の国のようだ」と書かれているように、可住地面積が広いうえ自然災害が少なく、温和な気候と広大で平坦な農地を生かして園芸、稲作、畜産などが広く営まれています。

また、延長約 180 kmに及ぶ海岸線や筑波山、霞ヶ浦などの自然の豊かさと、首都圏に近接した都市的豊かさを併せて享受できる地域です。

このような水と緑が織りなす県土には、古くから独自の文化が育まれ、特に水戸藩による藩校弘道館や国内有数の庭園である偕楽園が整備され、学問や文化の薫り高いまちづくりがなされてきました。

現代では、原子力研究機関の立地や鹿島臨海工業地帯の開発、筑波研究学園都市の建設に加え、4本の高速道路やつくばエクスプレスも整備されるなど、新しい景観が形成されています。

このようななか、本県では平成6年制定の茨城県景観形成条例に関連して、美しい景観づくりに向けた基本目標を示すとともに、県土を景観特性により7つのエリアに分類しそのエリアごとの景観形成基本方針（配慮事項）を示しているところです。

景観形成基本目標

潤いと豊かさを享受できる良好な都市景観をつくる 自然や風土を生かした魅力ある田園景観をまもる 歴史や伝統を保全・活用した個性ある景観をつくる 豊かな自然を守り地域性を生かした景観をつくる
--



茨城県を代表する景観

エリア別景観形成基本方針

エリア別	特 徴	基本方針
日立エリア (北茨城市, 高萩市, 日立市)	エリア全体がなだらかな山地と岩礁海岸, それらに挟まれた狭い平野で構成されている。断崖絶壁の続く海岸線, なだらかな阿武隈山地, 幹線道路に沿って連なる市街地や平地に点在する巨大な工場などが特徴的な景観である。	阿武隈山地の豊かな自然と広大な太平洋などの多様な自然景観を保全しながら, それらと調和した都市景観を創出していく。
久慈エリア (常陸太田市, 常陸大宮市, 大子町)	エリアのほとんどが山間部であるが, 河川沿いの山麓には畑が広がり, 畑の中には集落が点在している。このような山や河川, 畑や集落などが一体となった農山村景観が特徴的な景観である。	山里の原風景や伝統文化を継承するとともに, 自然と調和した景観の形成に努める。
水戸エリア (水戸市, 笠間市, ひたちなか市, 那珂市, 茨城町, 大洗町, 城里町, 東海村)	県庁所在地の水戸市を中心とする茨城県の中核的な都市地域であるが, 大洗, 阿字ヶ浦などの海岸, 湊沼, 千波湖, 那珂川などの多様な水辺, 弘道館, 偕楽園をはじめとする歴史資源など多様な景観資源を有している。	海や湖沼, 河川などの恵まれた自然を生かした潤いのある都市景観づくりを進める。
鹿島灘エリア (鹿嶋市, 神栖市, 銚田市)	温暖な気候に恵まれて海水浴場も多く, 夏には多くの人々で賑わっている。この青海原を背景として広がる, 野菜や果物などの畑作風景と生垣に囲まれた緑豊かな農村集落の景観が特徴的な景観である。	鹿島灘の海岸景観の保全に努めるとともに, 雄大な太平洋及び北浦への眺望に配慮した景観形成を進める。
筑波・霞ヶ浦エリア (土浦市, 石岡市, つくば市, 潮来市, 稲敷市, かすみがうら市, 行方市, 小美玉市, 美浦村, 阿見町)	筑波山を背景とした筑波研究学園都市の緑豊かな都市景観, 石岡市周辺の古代遺跡群, 城下町・宿場町の街並みなど様々な時代にわたる多様な景観に恵まれている。	筑波山・霞ヶ浦をシンボルとし, 新しい市街地と自然とが調和した景観づくりを進める。
利根エリア (古河市, 龍ヶ崎市, 常総市, 取手市, 牛久市, 守谷市, 坂東市, つくばみらい市, 河内町, 五霞町, 境町, 利根町)	利根川沿いの田園風景や, 鬼怒川や小貝川などの河川, 牛久沼や菅生沼などの湖沼といった多様な水辺の景観と, 大規模な住宅市街地の景観が特徴的な景観である。	鉄道や幹線道路沿いの地域や利根川の沿岸などにおいて, 東京方面からの玄関口にふさわしい新しい茨城を象徴する景観形成を進める。
筑西エリア (結城市, 下妻市, 筑西市, 桜川市, 八千代町)	田園景観のかなたに聳える筑波山の景観や, 鬼怒川や小貝川などの河川景観, 結城市や筑西市に残る歴史的な街並みなどが代表的な景観である。	筑波山の眺めに配慮するとともに, 豊富な歴史資源と伝統産業を生かした景観づくりを進める。

1 - 2 「良好な景観」について

今回、法の制定を契機に、「景観」、又は「良好な景観」という言葉がクローズアップされています。そもそも「良好な景観」とはどのような景観をいうのでしょうか。どのようにすれば「良好な景観」を形成することができるのでしょうか。そして、「良好な景観」の形成は我々にとって、どのようなメリットがあるのでしょうか。

「良好な景観」とは

景観には、都市景観、街並み景観、農村景観、自然景観など様々なものがありますが、我々がこれらの景観を美しいと感じるとき、決して一つの山や川、あるいは建築物だけを見てそう感じているわけではありません。必ず山や川や建築物とそれらを取り巻く周囲の状況を併せ見て、その調和あるいは対比の見事さを美しいと感じているのではないのでしょうか。

形の優れた山を、何にも邪魔されることなく見ることができる環境が残されている、あるいは整えられている、街に点在する趣のある古い洋館が、人々の日常生活のなかで穏やかに息づいている、どこにでもある住宅地だが、屋外広告物などもなく清掃が行き届いているなどといった具合に、その地域の人々の「気配り」を感じ、それを喜ばしいこと、美しいことだと感じているのでしょう。

「良好な景観」を形成するには

地域の人々とは、その地域に住んでいる人であり、その地域で働いている人であり、場合によってはその地域を訪れた人です。これらの多様な人々が、山や川や建築物といった景観資源と、その地域が育んできて、これからも創り育てていくべき自然、歴史、文化等を理解し、その中から地域の「価値」を見出して共有することが重要となります。

そして、価値に対し何らかの行為がなされる場合に、その都度しっかりと合意形成を図る過程を踏むことにより「良好な景観」は保全され形成もされます。

「良好な景観」の形成がもたらすもの

地域の価値が見出され共有されているところは、連帯感や安心感が満ち、親しみやすさや潤いを感じられ居心地の良いところです。人々は、穏やかさや温かさを求めてその地に住まいを定め、華やかさや楽しさ、あるいは癒しを求めてその地を訪れます。人が集まれば地域も活性化し、新たな経済活動を誘引することにもつながります。良好な景観の形成は、「活力ある地域社会」を実現します。

1 - 3 「景観まちづくり」について

多くの自治体では、法の制定前から地方自治法に基づく自主条例を制定し、良好な景観の形成に取り組んできました。地域においても、美しい自然景観・環境の保全のための「浜辺の清掃活動」や、まちなみ空間のうるおい・賑わいの創出のための「花いっぱい運動」、特に子供たちを犯罪から守るための「安全・安心まちづくり」など、身近に発生した様々な問題解決のために独自の取組みがなされてきました。法の制定以前から地域には、力を合わせて物事に対処する能力や行動力が大なり小なり存在し、多種多様な目的の「まちづくり」が行われてきました。

本県では、本手引きのなかで、まちづくりに景観的観点を加えるという意味合いの「景観まちづくり」という言葉を使用します。

では、なぜ、すでに多種多様な目的の「まちづくり」が行われているにもかかわらず、まちづくりに「景観」という観点が必要なのでしょうか。

まちづくりでは、様々な問題解決能力が求められるため、多様性や柔軟性が必要となります。多くの人々が集まれば、色々な経験や専門性も多く集まることとなります。多くの人々の関心を集め協力を得やすくするためには、「見てすぐわかることをする」ことが最も効果的です。景観は、目に見えるだけに誰もが理解しやすく、活動の成果を目で確認することができるものです。景観的観点からまちづくりに取り組めば、対象がなじみのある地域であれ

ばあるほど住民や事業者など様々な立場の人々にとって身近な問題として捉えやすく、積極的に活動に参加しようという意思が働き多くの人々の参加が期待できます。

「景観まちづくり」を進めていくことによって、すでに地域に存在する「まちづくり」力のパワーアップを図ることができます。

景観まちづくりは、地域住民や行政などの様々な主体が参画し、それぞれの立場において良好な景観の形成のために必要な責務を果たすことにより推進されます。地域住民の責務は、景観まちづくりに積極的に係わることであり、事業者の責務は、事業活動を行うなかで自ら良好な景観の形成に努めることです。そして、景観行政団体の責務は、地域の特性を生かした景観まちづくりに関する施策を企画し実施することです。

これらの主体の中でも、主役は地域住民です。主役が生き生きと活躍する景観まちづくりには、しっかりとした活動母体の組織づくりが不可欠です。地域の「価値」をみなぎ認識し、組織の構成員の間で適切な役割分担がなされると組織は円滑に機能します。

この組織づくりの「きっかけ」を作ることが、行政が果たすべき最初の責務です。次に、行政は、地域住民等に対し景観まちづくりへの参加意欲を高める働きかけを行い、彼らのニーズや意向を把握することで地域の「価値」の認識を図ります。そして、活動母体における組織づくりと景観まちづくりの具体的な活動プランづくりを支援することによって、景観まちづくりは実際に動き出すのです。

さらに、行政は、景観まちづくりから地域住民等が得た成果を、新たな「きっかけ」として住民等の次の行動に結び付けます。こうすることにより、景観まちづくりは継続され良好な景観が形成されていきます。

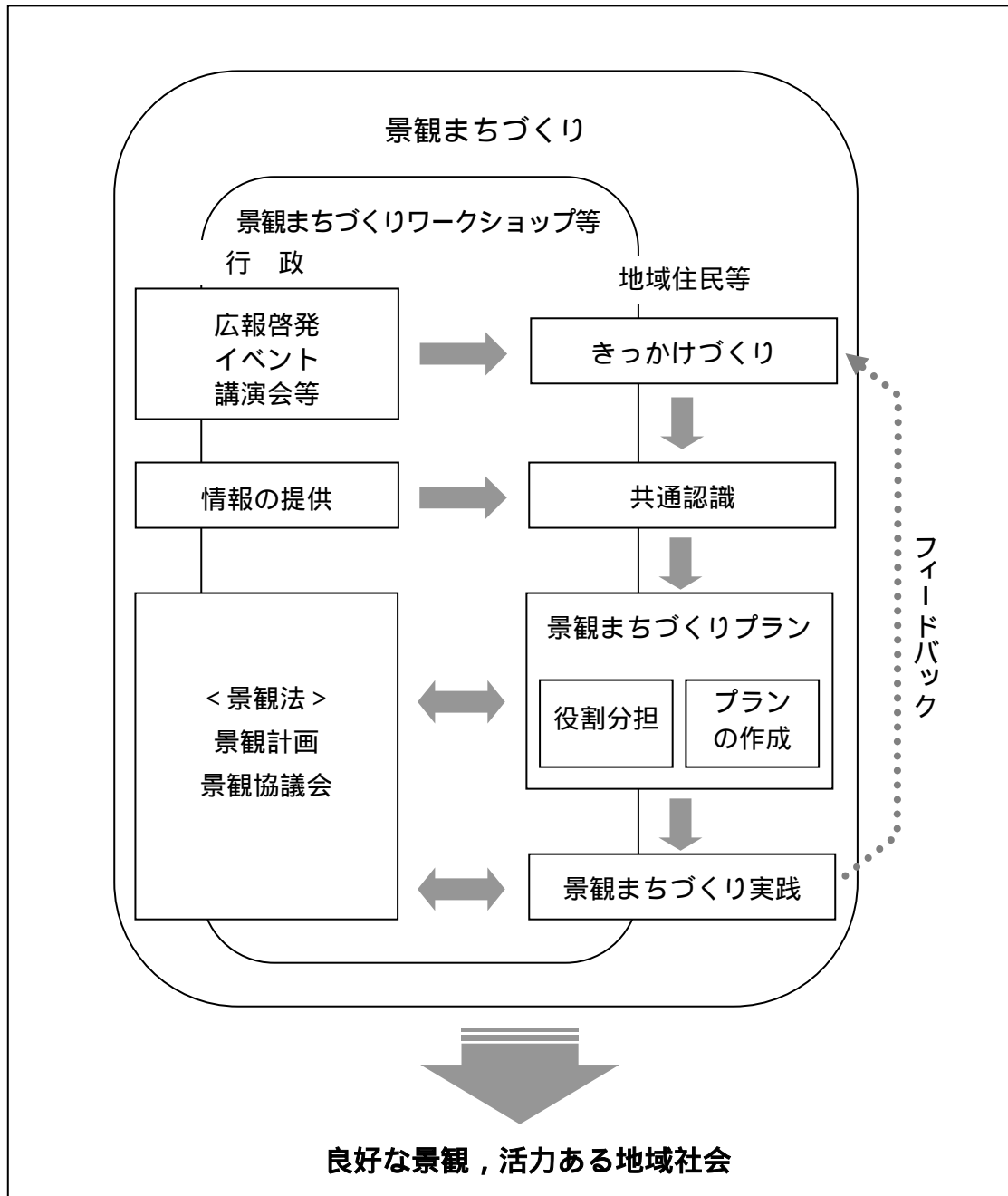
本県は、景観に関する関心の高まりへの対応や活力あるまちづくりの推進ということは、地域住民の生活に密接に関係する内容であることから、最もそれらに近い基礎的自治体である市町村が積極的に取り組むことが望ましいと考えます。そこで、この手引きは、主に市町村の景観行政担当職員を念頭に作成しました。

この後に続く第2章においては、「景観計画の策定手順」と題し、景観行政団体となった

市町村が地域住民等と協働しながら景観計画を策定していくための手順を解説します。

第3章では、「景観まちづくりの進め方」と題して、地域住民等と協働した景観まちづくりの進め方、進めていく際の留意点などについて解説します。

市町村の担当職員のみなさんには、本手引きを活用して、地域の特性を生かした景観まちづくりを積極的に推進していただきたいと思います。



景観まちづくりの流れ

